

下松市における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年3月31日

下松市長
下松市議会議長
下松市教育委員会
下松市選挙管理委員会
下松市代表監査委員
下松市消防長
下松市農業委員会
下松市上下水道事業管理者

下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、下松市長、下松市議会議長、下松市教育委員会、下松市選挙管理委員会、下松市代表監査委員、下松市消防長、下松市農業委員会及び下松市上下水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

(1) 女性職員の活躍に関する状況把握及び課題分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基

づき、全部局において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。そのうち、次に掲げる項目について、特に課題があると認められた。

ア 仕事と家庭の両立について（全部局共通）

【現状】

○育児休業取得率（平成 26 年度）

男性 0% 女性 100%

○男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得率及び平均取得日数（平成 27 年）

取得率 62.5% 平均取得日数 2.4 日

【分析】

育児休業取得率について、男性職員と女性職員の間に大きな差がある。男性職員の出産補助のための「配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」は、その取得率が 62.5% であり、一定程度、制度が浸透していると考えられるが、まだ十分とは言えない。

イ 採用試験における女性の受験者数について（消防）

【現状】

○平成 27 年度 男性 34 人 女性 1 人（2.9%）

○平成 26 年度 男性 32 人 女性 1 人（3.1%）

○平成 25 年度 男性 23 人 女性 1 人（4.3%）

【分析】

採用試験受験者のうち、女性の人数は、毎年 1 人ずつとなっている。消防職員全体における女性職員数について、国においても「平成 38 年度当初までに 5% に引き上げる」ことを目標としているが、それを達成するためには、まず女性の受験者数を増やす必要があると考えられる。

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

ア 仕事と家庭の両立について（全部局共通）

目標

平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を5%以上とし、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得割合を80%以上とする。

イ 採用試験における女性の受験者数について（消防）

目標

平成28年度から平成32年度までの間、消防職の採用試験の女性受験者数を毎年度3人以上にする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 仕事と家庭の両立について（全部局共通）

取組1

平成28年度から、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は人事担当部局による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。また、各種両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇任に不利益とならないことを十分に説明することにより、各種両立支援制度の利用を促す。

取組2

平成32年度までに、各種両立支援制度に関する情報を現行のものよりも充実させ、改めて職員に配布するとともに、職員間の共有フォルダに格納し常時閲覧できる状態にする。

(2) 採用試験における女性の受験者数について（消防）

取組 1

平成28年度から、平成27年3月に消防庁舎が移転新築し、女性消防士のための更衣室や仮眠室などが設けられたことにより、これまでに比べより女性が活躍するための設備が整ったことなどを広報や各種学校へ広くPRする。

（以上）